

平成 25 年 3 月 5 日

公益社団法人日本産婦人科医会
会員 各位

公益社団法人日本産婦人科医会
会長 木下勝之

「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査に関する指針」（案）
に対する回答について

[指針（案）公表の経緯]

- ①平成 24 年 12 月 17 日、日本産科婦人科学会から「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査に関する指針」（案）についてが公表され、パブリックコメントが求められました。
- ②そこで、日本産婦人科医会は、平成 25 年 1 月 21 日、この指針に対するコメントを日産婦学会へ提出し、その内容を HP に掲載いたしました。
- ③そして、日産婦学会は、パブリックコメントを検討協議した結果、平成 25 年 2 月 27 日、最終の「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査に関する指針」（案）を出しました。

[理事会、常務理事会各理事への意見聴取]

全ての理事、常務理事へ、本指針に賛成するか反対するかの調査を行い、その回答結果は、以下の通りでした。

理事、常務理事総数	39 名
指針案に 賛成	35 名
反対	4 名

特に、反対を表明された 4 名の皆様に、直接お電話いたし、御意見を伺いました。

[日本産婦人科医会の回答とその理由]

- (1) 平成 25 年 3 月 5 日に、日本産婦人科医会は、日産婦学会が提出した「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査に関する指針」（案）に対して正式に賛成することを、日産婦学会へ回答しました。

(2) 賛成した理由

- ① 理事、常務理事総数 39 名のうち、賛成 35 名、反対 4 名であったこと。
反対の意思を表明された理事の皆様は、最終的に、日本産婦人科医会の判断に従うとのお考えをいただいたこと。
- ② 日本産婦人科医会は、国内のどの地域でも、日常診療を行っている産婦人科医療機関で、染色体異常のリスクが高いために、心配している数多くの妊婦が、適切な遺伝カウンセリングを受けてのち、自己決定権により、同意のもとに本検査を受けることができるようになることが望ましいと考えています。
- 一方、医療界にも、国民や患者様の中には、本検査の導入に対して、生命の軽視につながる可能性がある検査である等、様々な意見や考え方があることも承知しております。
- そのような我が国の現状を勘案し、「母体血を用いた出生前遺伝学的検査に関する検討委員会」の各委員の皆様が、さまざまな意見や考え方に対し、真摯に検討を加えられ、協議されたうえで、本検査法を新たに導入するに際し、「この実施は、まず臨床研究として、認定・登録した施設において、慎重に実施されるべきであるとし、当分の間、本検査実施施設の認定・登録については、臨床研究の形態をとったもののみを審査の対象とする。」という、大前提のもとに決定した指針であると、日本産婦人科医会は理解致しました。

従って、この検査法を我が国に導入するに当たり、先ず、臨床研究として行うために、このような厳しい指針をつくり実施するのである限り、日本産婦人科医会は、日本医学会、日本医師会と同様に、「本指針（案）に関する共同声明に賛同する」といたしました。

[今後の対応]

基本的には、前述した日本産婦人科医会の、本検査に対する考え方へ変わりはないだけに、臨床研究が終了した段階では、新たな現実的な方針で本検査ができるように、再度、日産婦学会とも協議していきたいと存じます。

そこで、当分の間、臨床研究として、行うわけですので、日本産婦人科医会会員各位は、この指針を遵守し、協力していただきたく存じます。

どうぞご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。